

平成21年度
第3回兵庫県都市計画審議会

平成22年2月16日(火)
農業共済会館7階 大会議室

開 会 午後 2時00分

議長 それでは、ただ今から平成21年度第3回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年度第3回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

さて、先月の17日、都市直下型の大規模地震のあったハイチで必死の救出活動が伝えられる中、阪神淡路大震災15周年追悼式典が開催され、皇太子ご夫妻や首相、遺族の方々のご参列のもと、犠牲となられたの方々のご冥福が祈られました。

震災から15年経った被災地では、本審議会で審議されました土地区画整理事業や都市再開発事業など、多くの災害復興関連事業が完成期を迎えつつあります。

復興の過程において当地で培われた貴重なノウハウは、平成20年の四川大地震で役立てられたと聞いております。今後も、国内外を問わず、被災地域で生かされてほしいと願ってやみません。

さて、本日ご審議いただく案件は、阪神間都市計画道路の変更や、市町合併を背景とした都市計画区域の統合・拡大の議案など12議案です。

この後、お手元の議案書に基づき、議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分ご審議を賜りますようお願いいたしまして、ごあいさつといたします。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。

議案の説明に際しましては、関連するものは一括して説明を受けたいと思います。

なお、審議の中でご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてからご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、まず第1号議案「阪神間都市計画道路の変更(3.5.86号猪名川左岸線の変更)」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案「阪神間都市計画道路、猪名川左岸線の変更」についてご説明いたします。

議案説明資料は1ページ、議案書は3から9ページでございます。前面スクリーンの方をご覧ください。

猪名川左岸線は、大阪府池田市との境となる伊丹市下河原字上ノ河原を起点とし、尼崎市の一部を經由し、大阪府豊中市との境である伊丹市岩屋字狐に至る延長約4,730メートルの幹線街路として、昭和39年に都市計画決定され、国道171号から北は県道伊丹池田線として、その他の区間は

伊丹市道、尼崎市道として供用されております。

今回変更いたします区間は、起点付近から伊丹飛行場線、県道名は伊丹豊中線との交差点である西桑津交差点までであり、変更区間の多くは大阪国際空港の周辺整備事業と密接な関係があります。大きく3つの区間に分けてご説明いたします。

一つ目の区間は、起点付近から箕面川までの区間で、空港周辺整備事業と合わせて阪神高速池田線の延伸部とも関係する箇所でございます。

画面の関係上、前面スクリーンはお手元の図面と異なり、スクリーン左側を北向きということを表示させていただいております。

大阪国際空港周辺では、航空機騒音等の低減・緩和、生活環境の改善並びに空港と地域の調和ある発展を目指し、大阪国際空港周辺整備事業が実施されており、この区間についても消防活動困難地が解消されるよう細街路の整備が計画されていまして。

整備前は、ご覧の灰色のラインに現道がありましたが、国道171号が猪名川を渡る軍行橋が、上下線が分離された橋梁であり、現道への右折レーンの設置が困難であったため、赤く示してあります軍行橋東詰交差点で度々渋滞を起こしていました。

一方で、これまで池田ランプまでであった阪神高速池田線を、川西市を經由して池田木部ランプまで延伸する計画決定がなされており、当該地周辺部はトンネル構造となっております。

軍行橋東詰交差点の渋滞解消を図るため、周辺整備道路はトンネル部の地上空間を有効活用するという観点から、県道伊丹池田線の付け替えも併せて黒実線の線形で実施されております。

この度、この整備された道路に合わせて区域の変更を行うものです。

赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

二つ目の区間はご覧の区間であり、中村地区周辺整備事業と関連する区域であります。

中村地区は、戦中の空港拡張工事の際に工事従事者の宿舎として利用されていた地区であり、戦後、アメリカ軍に空港を接收された後も工事従事者の方々が住み続けることになりました。

国有地の不正常的な状態でありまして、インフラ整備も進まないという状態を解決すべく、関係行政機関による協議が度々行われていましたが、抜本的な解決には至りませんでした。

このような状態を解決するため、平成13年9月4日に、地元の中村自治会と国土交通省大阪航空局、同近畿地方整備局、伊丹市並びに兵庫県阪神北県民局とで「中村地区整備協議会」を設立した上で協議が重ねられ、平成14年5月8日に中村地区の集団移転、関連施設整備などを約束した「確認書」を取り交わし、中村地区周辺整備事業が本格的に開始されることとなりました。

中村地区に隣接する対空受信施設が移転されたことにより広大な土地ができましたので、そこに市営住宅2棟と建設業などを営まれている事業者の方々の敷地を確保し、中村地区の住民の皆様に移転していただき、現在の中村地区は大阪国際空港の調整池などに利用いたします。

また、地区内の交通を円滑に処理するため、大阪国際空港の区域外に、先にご説明いたしました周辺整備事業に合わせた道路整備が、大阪航空局の補助を受け伊丹市により行われております。

沿道利用を考慮して、幅員は片側歩道の10メートル、猪名川の管理用通路を兼用した遊歩道を生かせる区域は歩道なしの7メートルで整備されており、この度この整備された道路に合わせて区域の変更を行うものです。

赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

最後の区間はご覧の区間であります。中村地区から伊丹飛行場線との交差点までの区間です。

この区間は、近年整備を行う予定であり、当該地での交通量調査を行った結果、両側に2メートルの歩道となっている現計画では、自転車・歩行者の安全性に支障を来すと判断されましたので、歩道部分の幅員を2メートルから3メートルに変更し、併せて事業の経済性などを総合的に判断し、線形の変更を行うものです。

赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

以上の三つの区間の変更内容を合わせたものが前面スクリーン、お手元の議案書の図面でございます。赤色が今回の変更により追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、昨年11月1日に住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

なお、本案について、12月8日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

1月27日に開催された伊丹市の都市計審議会において原案どおり承認されております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問またはご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第1号議案「阪神間都市計画道路の変更(3.5.86号猪名川左岸線の変更)」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第1号議案「阪神間都市計画道路の変更(3.5.86号猪名川左岸線の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第2号議案「阪神間都市計画下水道の変更(猪名川流域下水道の変更)」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第2号議案「阪神間都市計画下水道の変更(猪名川流域下水道の変更)」についてご説明いたします。

議案書は11ページから17ページ、議案説明資料は2ページから3ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。

猪名川流域下水道は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、兵庫県の尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、大阪府の豊中市、池田市、箕面市、豊能町を排水区域とし、昭和41年に都市計画決定を行い、事業の推進を図っております。

現在、都市計画決定している猪名川流域の下水道施設としては、管渠施設と処理施設の原田処理場があります。

このうち、今回変更を行いますのは原田処理場です。原田処理場は、大阪国際空港の南側に位置し、兵庫県伊丹市、尼崎市、大阪府豊中市にまたがり設置されております。既決定の面積は約34万1,800平方メートルです。

今回の変更は、原田処理場における施設の規模及び配置計画を見直した結果、処理場区域の一部変更を行うもので、今回の変更により、黄色の着色部分が削除となります。

主な変更箇所は、処理場南側と処理場北側及び西側の道路区域でございます。

まず、南側の区域ですが、処理場内の汚泥処理施設の見直しを行い、処理場施設の規模を縮小することが可能となったために変更削除を行うものです。

また、北側及び西側の道路区域につきましては、当初の都市計画決定時は管路埋設用地として処理場の区域としておりましたが、当該部分は整備後に伊丹市道として管理されておりますことから、処理場の区域から削除するものです。

その結果、原田処理場の敷地面積は、削除部分が約2万5,000平方メートルとなることから、変更後は約31万6,800平方メートルになります。

なお、今回の変更は原田処理場における一部の施設の規模及び配置計画を見直したのですが、引き続き、近年における人口動向や社会情勢の変化を踏まえ、計画処理人口、計画処理水量及び施設について、大阪府と連携して改築計画を含めて検証していくこととしております。

また、関連案件として、原田処理場の南側に隣接する都市施設である豊中市伊丹市ごみ焼却場についてご説明いたします。

当該施設は昭和50年より稼働し、34年が経過していることから、老朽化に伴う施設更新が必要となっておりますが、現在の施設を稼働させながら敷地内で施設更新を行うために、下水道処理場とごみ焼却場の間に位置する、今回、原田処理場の削除となるこの区域をごみ焼却場の区域として追加し、伊丹市ごみ焼却場として都市計画決定を行うこととしております。

以上により、施設規模を見直した結果、この図で示す区域が原田処理場に必要な区域となります。

この都市計画案をまとめるに当たりまして、昨年の7月12日に大阪府側と合同で住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案につきましては、12月8日から22日まで、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、1月26日に尼崎市都市計画審議会、27日に伊丹市都市計画審議会、2月7日には大阪府都市計画審議会が開催され、原案どおり承認されております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問またはご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第2号議案「阪神間都市計画下水道の変更(猪名川流域下水道の変更)」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第2号議案「阪神間都市計画下水道の変更(猪名川流域下水道の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第3号議案「北淡都市計画道路の変更(3.5.460号富島幹線の変更)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案「北淡都市計画道路、富島幹線の変更」についてご説明いたします。

議案説明資料は4ページ、議案書は19から25ページでございます。前面スクリーンの方をご覧ください。

富島幹線は、兵庫県南部地震により甚大な被害を受けた淡路市富島地区の震災復興土地区画整理事業の骨格をなす道路として平成7年に都市計画決定されており、淡路市富島字富島を起点とし、同市富島字小倉に至る延長約1,350メートル、代表幅員15メートルの幹線街路でございます。

現在は、県道福良江井岩屋線として供用されております。

平成17年4月に旧津名郡5町が合併して淡路市が誕生し、この度、新市において教育施設の適正な規模及び配置を審議した結果、北淡地区の保育所及び小学校については1カ所に統合され、既に統合済みである中学校と合わせて浅野地区に立地されることとなりました。

このような背景に伴い、淡路市では、浅野地区を文教ゾーンと位置付け、施設整備を進めており、北淡地区の学童はこの文教ゾーンに通うこととなります。このような地区構造の変化により、文教ゾーンと北淡地区の中心部である富島地区とを結ぶアクセス道路について、円滑な交通処理と安全な歩行者空間等を確保する必要があります。

そこで、前面スクリーンのとおり区域を追加し、起点を変更いたします。赤色が今回の変更により追加する区域、青色が変更のない区域でございます。

今回追加する区間の多くは、現況幅員が6メートルから7メートルであり、歩道がない区間がほとんどの状況にあります。教育施設統合後の歩行者及び自転車の交通量はいずれも500人未満の比較的交通量が少ない予測となっていることから、幅員3メートルの片側自転車歩行者道を設置し、合計幅員11メートルとして円滑に交通を処理し、歩行者や自転車が安全に通行できる空間を確保する計画でございます。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、平成21年9月27日及び28日に住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

なお、本案について、平成21年12月11月から12月25日まで、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

本案件につきましては、1月14日に開催された淡路市の都市計画審議会において原案どおり承認されております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問またはご意見はございませ

んでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問がないようですので、それではお諮りいたします。

第3号議案「北淡都市計画道路の変更(3.5.460号富島幹線の変更)」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第3号議案「北淡都市計画道路の変更(3.5.460号富島幹線の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第4号議案「豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、出石都市計画区域及び日高都市計画区域の変更」並びにそれに関連します第5号議案「城崎都市計画道路の変更」、第6号議案「城崎都市計画公園の変更」、第7号議案「出石都市計画道路の変更」、第8号議案「日高都市計画道路の変更」及び第9号議案「日高都市計画公園の変更」について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 第4号議案「豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、出石都市計画区域及び日高都市計画区域の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書は29ページ、議案説明資料は5ページです。前面スクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画区域の見直しに関するこれまでの経緯をご説明いたします。

今回の都市計画区域の見直しに際しましては、兵庫県では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープラン等の見直しと併せて、平成18年度から当都市計画審議会への諮問、専門委員会及びパブリックコメント実施による県民意見の募集などによる検討の上、都市計画審議会の答申を経て、「見直し基本方針」を平成19年7月に策定しております。

「見直し基本方針」におきましては、都市計画区域に関しまして、市町合併により、合併後の市町域が同一の都市圏を形成している場合には、市町域が同一の都市計画区域に含まれるよう指定を行うことが望ましいとしておりまして、単一行政区域に複数の非線引き都市計画区域が併存する場合にありましては、現況及び今後の都市の一体性について検討し、市町合併前からの日常生活圏、土地利用、交通網などの結びつきがある場合や、合併後の新市建設計画等によって一体的な都市として将来像が示されることが想定される場合には、都市計画区域を統合するなど、地域の個別の状況に応じて適切に判断することといたしました。

スクリーンには、見直し後の豊岡都市計画区域の位置をお示ししております。

豊岡市域については、都市計画区域指定調査の結果や、北但1市5町新市建設計画を踏まえ、

旧市町単位で指定していた豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、出石都市計画区域及び日高都市計画区域を統合するとともに、旧但東町全域及び旧城崎町、旧竹野町、旧日高町並びに旧出石町の都市計画区域外を都市計画区域に編入し、一体の都市として豊岡都市計画区域に変更することとしました。

なお、都市計画法第5条第3項に基づき、豊岡市へ本案についての意見聴取をしたところ、「異存ありません」との意見をいただいております。

また、都市計画区域の指定に先立ちまして、農業や林業等の個別土地利用規制法を所管する県や国の機関と調整の上、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更を行うこととされておりますが、これにつきましては、平成22年2月8日の国土利用計画審議会でも了承されております。

以上で、第4号議案「豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、出石都市計画区域及び日高都市計画区域の変更」についての説明を終わります。

引き続き、第5号議案「城崎都市計画道路の変更」、第6号議案「城崎都市計画公園の変更」、第7号議案「出石都市計画道路の変更」、第8号議案「日高都市計画道路の変更」及び第9号議案「日高都市計画公園の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書は35ページ、議案説明資料は6ページです。

これらは、ただ今ご説明しました豊岡都市計画区域等の変更に伴う都市計画の名称変更です。前面スクリーンをご覧ください。

城崎都市計画区域、出石都市計画区域、日高都市計画区域において既に決定されている県決定の各都市計画の冠についている名称を、城崎、出石、日高から豊岡へ変更するもので、都市計画内容を変更するものではありません。

この変更によって、重複する名称となる場合には、路線名などの変更により対応することとしております。

例えば、「津居山港竹野線」は豊岡都市計画区域に同じ名称の都市計画道路が存在しますので、「瀬戸竹野線」に名称変更を行うというものです。

なお、市決定の都市計画についても豊岡市において同様の変更を行うこととしております。

以上で、第5号議案「城崎都市計画道路の変更」、第6号議案「城崎都市計画公園の変更」、第7号議案「出石都市計画道路の変更」、第8号議案「日高都市計画道路の変更」及び第9号議案「日高都市計画公園の変更」についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問またはご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

27番 質問と意見を行いたいと思います。

まず、質問ですけれども、先ほど第4号議案の説明の中で行われていなかった問題として、住民にとっては非常に重要な都市計画区域の変更だというふうに思いますが、豊岡市の都市計画区域の変更について、豊岡市都市計画審議会で議論がなされているのかどうか、きちんと議題として取り上げられて、この区域の変更について議論が行われたかどうかということをお尋ねしたいと思います。

ちなみに、南あわじ市、続いて議案にあります同じような内容の変更については、南あわじ市では都市計画審議会が行われて、承認をされているというふうに聞いておりますが、豊岡市ではどのようになされたのでしょうか。

議長 それでは事務局からよろしくお願いたします。

事務局 平成19年4月27日から平成20年3月25日まで、市の審議会、豊岡市マスタープランの策定に合わせまして、市域全体を都市計画区域に変更する前提でご審議が進められており、3月25日に都市計画区域を豊岡市全域に広げることについても踏まえた上でのマスタープランの答申をいただいているところでございます。

議長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

27番 私が質問をしましたのは、豊岡の都市計画審議会、この区域変更について議題として上げて議論がされたかということでした。しかし、先ほどの答えでは、豊岡市のマスタープランには市全域を都市計画区域にするということが前提となっています。この件で同時に審議が行われているというふうなお答えだったかと思うんですね。

その点で少し、もう1点お尋ねしたいんですけれども、この豊岡市の都市計画マスタープランについては、住民の方たちから、ごみ処理施設建設について、地域の住民の合意が得られていない、そしていろいろな理由を述べて反対だという声が上がっています。ごみ処理施設建設がこのマスタープランに盛り込まれていることに対して、意見書とかまた抗議の文書とか、さらに住民への説明とか資料提出等についても、住民の方たちは意見を表明されていると思いますが、このマスタープランそのものが、都市計画区域が市全域に拡大することと一体となったものとして進められているということは、これまで、ごみ処理施設建設とこの区域拡大とは全く関係がないというふうに説明をされていることと違うのではないかと、その説明は当たっていないのではないかと

というふうに思いますが、一体ではないと言われたのでしょうか。その点をお答えください。

事務局 都市計画区域の指定の関係とごみ処理施設の関係についてのご質問をいただきましたので、少し正面スクリーンを使ってご説明をさせていただきます。

都市計画区域といいますのは、先ほど本議案の説明の際にも申し上げましたが、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域を都市計画区域として指定するというのが「見直し基本方針」に示されておりまして、下の図にお示ししていますように、農林漁業との健全な調和を図って、土地の合理的な利用を図れるように、都市計画法ほか関係法令の規定する土地を示すものでございます。

次のスクリーンを。議案の説明の際にも申し上げましたけれども、平成17年に豊岡市が新市として合併されましたので、旧市町単位で指定されておりました都計区域を統合するということで、市域全域を都市計画区域に見直すこととしたところです。

しかしながら、都市計画区域に指定されますと、一定の規制がかけられますので、豊岡市におきましては、市民への説明を行っております。行われた説明といいますのは、都市計画区域に指定されますと、土地の使い方とか建物の建て方についての建築基準法の集団規定というものが適用されます。具体的には、建ぺい率とか容積率などの制限や一定の幅員の道路への接道の確保などがあります。また、そのほかに、都市計画区域外でありましたら、開発許可をする場合、1万平方メートル以上の開発許可について許可が必要になってまいります。都市計画区域に指定されますと3,000平方メートル以上の開発行為について許可が必要となることとなります。

これらはいずれも、秩序のある土地利用の実現と安全で安心なまちづくりのために必要なもので、これらの規制や手続について、豊岡市におきましては平成19年1月から説明会によって説明をされているところでございます。

豊岡市の市民説明会の際の主な意見といたしましては、正面スクリーンにあげておりますが、将来的に都市計画税というものを市域全域から徴収するために拡大するのではないのかと、それと建築確認申請とか開発許可申請に負担がかかって、ますます住みにくくなるとか、家を建て替えるときに集団規定が適用されては困るといった意見が出されたと聞いております。

これに対しまして、豊岡市の方での説明といたしましては、都市計画税の課税のために区域を指定するものではなく、旧豊岡市域のみに課税していた都市計画税につきましても、平成21年の4月に廃止したところで、将来も徴収する予定はないと回答されております。

また、もう1点の審査・検査の手数料の負担等につきましても、開発許可や建築確認の申請の手続を踏むことで、一定の幅員がある道路への接道の確保などによって、緊急車両の円滑な通行

や災害時の避難経路の確保など、安全で安心なまちづくりが実現できて、住みにくくなるとは考えられないという趣旨の回答をしてきておりまして、先ほども申し上げましたが、これらの説明を平成19年1月から平成20年の9月まで地元の説明として行われているところでございます。

委員から、今ご質問のありましたごみ処理施設の建設に係る、都市計画区域の指定とごみ処理施設の検討経過についてご説明いたします。

正面スクリーンの左側が都市計画区域の見直しの私どもの動きと、それと右側がごみ処理施設の検討の経過でございます。

まず、平成17年、豊岡市が合併されました。平成17年の7月から都市計画区域のあり方の検討というものを開始し、先ほど申し上げましたように、平成19年1月から平成20年の9月まで、区域拡大についての地元説明を行っております。平成21年の11月には県で原案を作成し、平成22年の1月、市からの意見聴取のもと、異存ない旨回答をいただいて、本日、県の審議会に諮っているものでございます。

一方、ごみ処理施設の設置場所の選定経緯につきましては、平成13年から候補地の選定を開始がされております。平成16年6月には、豊岡市日高町の上郷地区というところで建設適地ということで公表がされました。が、平成19年の7月に上郷地区での建設を断念し、平成19年11月、広域ごみ処理施設候補地選定委員会を北但行政事務組合の中で設置され、平成20年の4月、豊岡市竹野町森本坊岡地を候補地に選定し、平成20年の12月、森本・坊岡地区と北但行政事務組合の間で基本協定が締結されたということになっておりまして、平成19年7月、上郷地区でのごみ処理施設建設を断念する前の平成19年1月から、全市域を都市計画区域に指定すべく地元説明を行っておりまして、都市計画区域の拡大とごみ処理施設の建設計画とは関係がないということをお分かりいただけるかと思えます。

長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

議長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

27番 その件についてお尋ねします。

平成20年の4月に坊岡・森本地区に候補地が選定されたということとか、それから平成20年の12月に基本協定が締結されたという件について、住民の方たちは厳しく抗議をされ、合意をしていないという意見表明が繰り返し行われています。

もう1点、私が当初からお聞きしたい点にお答えいただいているんですが、この豊岡市の都市計画マスタープランにごみ処理施設、坊岡・森本地区が盛り込まれているんですね。このマスタープラン、これは3月に審議がなされる予定になっておりますけれども、中身も見ますと、行

政区域全域が都市計画区域となる前提条件となっています。ということは、この前提条件となっている都市計画区域の拡大がなければ、このマスタープランが策定できないということと、密接につながっているのではないかということをお聞きしているのですが、その点はこの前提条件になっていないんですか。先ほどから何度も前提条件だというふうにおっしゃっていますが、関係がないということにはならないのではないかと思います。

事務局 すいません。まず、先ほど一つ目の質問の際にご説明申し上げました市のマスタープランと言いますのは、豊岡市が策定するマスタープランで、それにつきましての前提として都市計画区域の拡大を前提とした市のマスタープランの検討が平成19年からされておりますという説明をさせていただきました。

先ほどの委員のご質問は、3月に今度ご審議いただく、県が決定する県のマスタープランのことをおっしゃっておられまして、二つが混同しているようですが、この度のマスタープラン、県のマスタープランには、委員がお話のように、豊岡の森本・坊岡地区の広域ごみ処理施設につきましては、今後、概ね10年以内に計画が予定されている施設として盛り込んでおります。

また、市の都市計画区域の拡大を前提とした市の都市マスの方にはごみの処理施設、坊岡地区のことにつきましては書き込まれてはおりません。

27番 先ほどの答えでありますように、坊岡・森本地域のごみ処理施設建設計画が県のマスタープランに盛り込まれています。これが市全域に都市計画区域を拡大することと、前提条件になっているという点では、極めて密接に関係があるというふうに考えます。そして、この豊岡市の都市計画審議会は非公開で行われておって、住民が議事録を求めても公表をされていません。どのような審議がなされたのか、問い合わせをしても答えようとしていないばかりか、この本審議会が行われて、都市計画区域拡大が決定したら説明会をすると、そういうことも言っておられません。これでは本当に、全く順序が逆だというふうに思います。住民にとって非常に重要な問題であり、この都市計画法には、住民の意見をきちんと反映させていくための必要な措置を講じることも決められています。住民にきちんと情報を提供することも義務づけられているにもかかわらず、再三再四、資料の提供あるいはごみ処理施設建設との関係、またマスタープランにどのように経過を経て記入されているのか、住民の合意が得られていないという声に対してもきちんと説明を行っていないという点では、この第4号議案に対して賛成することができないというふうに意見を表明したいと思います。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。ご意見として承りたいと思います。

ほかにどなたか、ご意見のある方。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ほかの第5号から第9号議案に関してはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、まず第4号議案について、審議会の意見を求めるというものですが、適当と認めるご意見の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数でございますので、第4号議案については適当と認めることといたします。

次に、第5号議案ないし第9号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第5号議案ないし第9号議案については、原案のとおり可決いたします。

それでは、続いて、第10号議案「南淡都市計画区域、西淡都市計画区域及び緑都市計画区域の変更」並びにそれに関連します第11号議案「南淡都市計画道路の変更」及び第12号議案「西淡都市計画道路の変更」について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第10号議案「南淡都市計画区域、西淡都市計画区域及び緑都市計画区域の変更」について、ご説明いたします。

お手元の議案書は45ページ、議案説明資料は8ページでございます。前面スクリーンをご覧ください。

都市計画区域の見直しの経緯につきましては、第4号議案、豊岡都市計画区域等の変更においてご説明いたしましたので、詳細については省略させていただきますが、本都市計画区域の見直しにつきましても、豊岡都市計画区域と同じく「見直し基本方針」を踏まえ、都市計画区域案を作成しております。

スクリーンには、見直し後の南あわじ都市計画区域の位置をお示ししています。

南あわじ市域についても、都市計画区域指定調査の結果や新市建設計画を踏まえまして、旧町単位で指定していた南淡都市計画区域、西淡都市計画区域、緑都市計画区域を統合するとともに、旧三原町域と旧緑町地域の一部を都市計画区域に編入し、一体の都市として南あわじ都市計画区域に変更することとしました。

なお、都市計画法第5条第3項に基づき、南あわじ市へ本案について意見聴取をしたところ、「異存ありません」との意見をいただいております。

また、都市計画区域の指定に際しての農林漁業等の個別の土地利用規制法との調整につきましては、第4号議案同様、2月8日の国土利用計画審議会です承されております。

以上で、第10号議案「南淡都市計画区域、西淡都市計画区域及び緑都市計画区域の変更」についての説明を終わります。

引き続き、第11号議案「南淡都市計画道路の変更」及び第12号議案「西淡都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

お手元の議案書は49ページ、議案説明資料は9ページでございます。

これらは、第5号議案から9号議案までと同様に、ただ今ご説明いたしました南淡都市計画区域等の変更に伴う都市計画の名称の変更でございます。

南淡都市計画区域及び西淡都市計画区域において既に決定されている県決定の各都市計画の冠についています名称を南淡、西淡から南あわじへ変更するもので、都市計画内容そのものを変更するものではありません。

なお、市決定の都市計画についても、南あわじ市において同様の変更を行うこととしております。

以上で、第11号議案「南淡都市計画道路の変更」及び第12号議案「西淡都市計画道路の変更」についての説明を終わります。

議長 どうもありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問またはご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

まず、第10号議案について、審議会の意見を求めるというものですが、適当と認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第10号議案「南淡都市計画区域、西淡都市計画区域及び緑都市計画区域の変更」については、適当と認めることといたします。

次に、第11号議案及び第12号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第11号議案及び第12号議案については、原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては以上です。この結果は、直ちに知事あてに答申すること
といたします。

以上で、本日予定しておりました案件はすべて終了しました。

それでは、これをもちまして、平成21年度第3回の審議会を閉会いたします。

皆様には、終始熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会 午後 3時00分

平成21年度第3回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成22年2月16日 午後2時～午後3時
場 所：農業共済会館（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 （50音順） （第3条第1項第1号）	今 西 珠 美	流通科学大学准教授	
	大 内 麻水美	弁護士	
	沖 村 孝	神戸大学名誉教授	
	小 谷 通 泰	神戸大学教授	
	坂 下 玲 子	兵庫県立大学教授	
	西 浦 道 雄	兵庫県農業会議副会長	
	野 崎 瑠 美	建築士	
	原 口 和 夫	財団法人兵庫県園芸・公園協会理事長	
関係行政機関の職員 （第3条第1項第2号）	塚 本 和 男	農林水産省近畿農政局長	代 理
	深 野 弘 行	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	上 総 周 平	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	原 喜 信	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	北 村 滋	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 （第3条第1項第3号）	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	蓬 菜 務	小野市長（兵庫県市長会）	代 理
	首 藤 正 弘	太子町長（兵庫県町村会）	
県議会の議員 （第3条第1項第4号）	原 亮 介		
	永 田 秀 一		
	森 脇 保 仁		
	西 野 将 俊		
	原 テツアキ		
	石 井 秀 武		
	大塚 たかひろ		
	岸本 かずなお		
	杉 本 ちさと		
市町の議会の議長を 代表する者 （第3条第1項第5号）	吉 田 謙 治	神戸市会議長	
	川 上 命	南あわじ市議会議長（兵庫県市議会議長会）	
	山 口 雄 三	多可町議会議長（兵庫県町議会議長会）	